

総務環境委員会説明資料
(追加)

平成27年3月6日
総務関係

目 次

頁

- 1 市長特別秘書に係る総務環境委員会説明資料（平成26年3月12日）
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 2 市長に係る平成27年1月29日の旅行命令について・・・・・・・・・・ 2

- 3 市長定例記者会見における人事院総裁宛ての要望書に関する発言について・・ 3

- 4 大阪市における人事委員会勧告以降の給与改定に関する経過について・・・・ 4

- 5 市長及び副市長の7万円減額に対する考え等について・・・・・・・・・・・・ 5

1 市長特別秘書に係る総務環境委員会説明資料（平成26年3月12日）について

1 特別職秘書の設置について

(1) メリット

役所の常識や縦割りを超えたまちづくりの構想を進めて都市魅力の向上や民間投資の拡大を図り、逆ストロー現象を巻き起こすほどに“稼げる”都市を目指すために市長が着想する事項について、特別職秘書が、前さばきを行うとともに、国・他自治体・議会・関係機関等との連絡調整を担うことにより、事業実施を円滑に進めることができる。

(2) 職務内容

職務の範囲を公務に限定した上で、市長が発案する従来のやり方を超えた新しい取り組みについて、市長と認識を一にする者として以下のことを行う。

- ア 市長が政策判断をするための各種情報の収集・分析・助言
- イ 国・他自治体・議会・関係機関等との連絡調整

(3) 新しい取り組みの具体的事例

名古屋駅に1000メートルタワーを設置

(4) 人件費

区 分		予 算 額
給 与	給 料	5, 2 4 1 千円
	地域手当	6 4 9
	通勤手当	1 6 8
	期末手当	2, 0 8 5
	小 計	8, 1 4 3
共 済 費		1, 6 0 8
合 計		9, 7 5 1

2 市長に係る平成27年1月29日の旅行命令について

(1) 用務及び用務先

区 分	内 容
用 務	人事院訪問
用 務 先	人事院（東京都千代田区）

(2) 根拠となる条例及び規則

区 分	関 係 条 文 (抜すい)
名古屋市旅費条例	(通則) 第1条の2 旅行は、市長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。
名古屋市旅費条例 施 行 規 則	(旅行命令等) 第1条 1～3（略） 4 旅行命令権者は、緊急やむを得ない事由がある場合には、前項の規定にかかわらず、口頭又は文書により旅行命令等を発し、又はこれを変更することができる。但し、この場合には、すみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(3) 経過

平成27年2月2日（月）の市長定例記者会見における市長発言によって、人事院の給与局長と面談した事実を市長室秘書課が認識し、同日事務処理を行った。

(4) 事務処理の必要性を後日認識した他の事例

平成25年度以降 0件

3 市長定例記者会見における人事院総裁宛ての要望書に関する発言について

(1) 会見の日時

平成27年2月2日(月)午前10時40分頃

(2) 発言の内容

前に、この間の人事院の給料の問題を、人事院と人事委員会に申し入れをいたしましたので、プリントを、その現物を配りますので。

お手元に届いと思えますけれど、前、お約束したとおり、1月中に名古屋市人事委員会並びに国の人事院に申し入れをするということをやってまいりましたので、ただ今、文書の内容は同じですけど、宛先が名古屋市の人事委員会と国の人事院ということですよ。

名古屋市人事委員会は、委員長に直接お渡ししました。国の方は、給与局長さんに、彼が責任者ですけど、お渡しをしてきたということですよ。

一応、フルスピードでちょっと読みますと、

(要望書本文を読み上げ)

ということで、文書は、国への提出も中身は同じです。という申し入れをしまして、検討しますよというような返事でした。それぞれの、今の基準での、いろいろおっしゃられましたけれどね。勤務の年数が公務員は長いから高いんだとかですね。そういうのも、鶏か卵になりましてですね。結局。

一番の精神は、僕もしょっちゅう言っていますけれど、民間並み給与と言うなら、民間並み給与でやってくださいと。準拠するなら。こういう条件を付けてやるということは、公務員というのは、いわゆる庶民の、納税者の庶民としての平均に準拠しとるのではなくて、いわゆる大企業、それから優良企業並みの給与に準拠していると。

正直に言ってもらえばええですよ。わし、別に。俺らは試験に受かったんだ、河村さんがやってきたような零細企業と違うんだというふうに、ちゃんと堂々と言っただけならば、それはそれでいいです。いいということは、中身もええという意味ではありませんけれど。それはそれで議論が巻き起こると思えますけれど。

だけど、問題点がはっきりしますわね。そうなりますと。ということがありまして、私がかねがねこういうことは申し出ておまして、この際といいますか、きちっと申し入れをさせていただいたということですよ。

4 大阪市における人事委員会勧告以降の給与改定に関する経過について

時 期	内 容
<p>平成 26 年 9 月 25 日</p>	<p>大阪市人事委員会が職員の給与について勧告 [月例給 3.05% (12,240円) 引上げ 特別給 0.15月分引上げ (3.95月分→4.10月分)]</p> <p>大阪市長の発言 (市長会見より) 「これからよく考えます。」 「仕組みが今の人事院制度も、人事委員会制度も、もう本当に僕はずっと言っていたようにメカニズム上問題だらけなんですよ。」 「そんな中であの勧告どおりに大阪市の職員の給与を引き上げるっていうことが市民の理解を得られるかっていったら、僕は到底理解は得られないと思いますね。」 ※発言中「そんな中」とは、信託事業の失敗により、大阪市に対して和解金637億円を銀行側に支払うよう大阪高等裁判所において和解勧告があったこと</p>
<p>11 月 28 日</p>	<p>大阪市長の発言 (囲み取材より) 「勧告は、従うようにと言っています。勧告は従って、きちっと勧告どおり、今年の4月に遡って勧告に従うようにと。」 「人事委員会の勧告は、官民給与比較のメカニズムは、僕はあれはもう虚構だと思っています。だけどルールだから仕方がないんですこれは。」 「いくらこれを虚構だ虚構だと言っても僕が一人の考え方で、この人事委員会制度を無視する訳にはいかないんでね。やっぱり、公務員の労働基本権の問題もあるし。」</p>
<p>平成 27 年 2 月 13 日</p>	<p>人事委員会勧告に基づく給与改定について、完全実施する内容の条例案を平成27年第1回定例会に上程 (平成27年2月24日可決)</p>

5 市長及び副市長の7万円減額に対する考え等について

(1) 市長及び管理職員における7万円減額の重みについての市長の考え

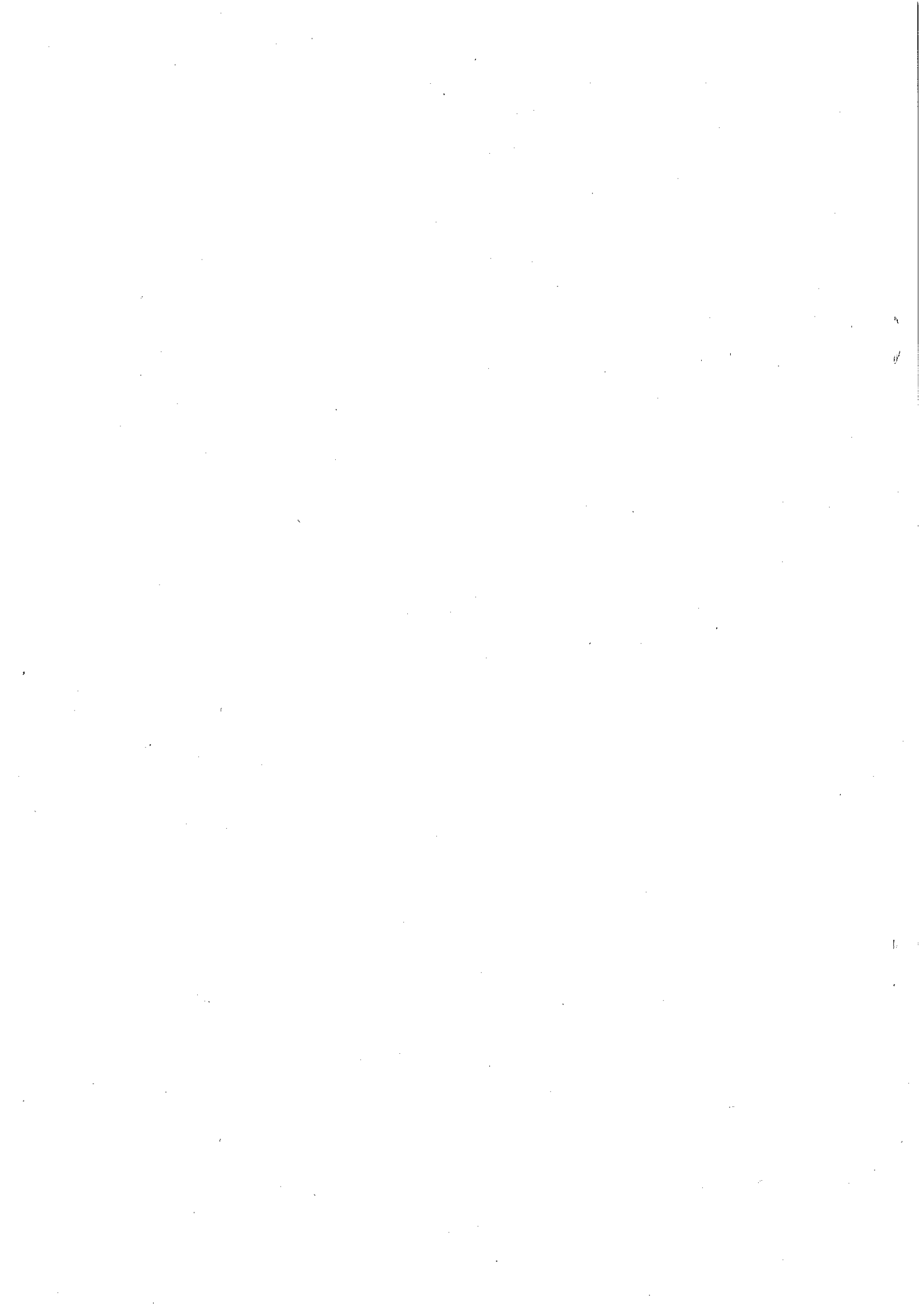
「管理職員といっても学生を扶養する職員もいれば単身の職員もあり、7万円の重みは人それぞれですが、今回、個々の職員の状況を精査して減ずる額を決定したわけではありません。自分としても管理職員の痛みを分かち合いたいと考え、今回の給与改定による全職員の平均引上額を考慮しました。」

(2) 副市長が給料を7万円減額する理由

「人事委員会勧告は、尊重し完全実施するのが本来の姿であると考えており、市長に対し給与勧告の意義等について説明してきましたが、管理職員について改定を見送るという結果になってしまったことに対し、市長を補佐する立場として、また、事務方のトップとして、自身の給料を市長と同額減ずることが妥当であると考えました。」

(3) 副市長が退職手当を減額しない理由

「自身の退職手当について、どうあることが妥当かということについては判断しかねますので、次回の特別職報酬等審議会において意見を聞いてまいりたいと考えております。」



財政福祉委員会
説明資料
(追加分)

平成27年3月6日

健康福祉局

目 次

	頁
1 総合リハビリテーションセンター附属病院の1日当たりの患者数	1
2 総合リハビリテーションセンターにおけるPET運営経費の推移	2
3 総合リハビリテーションセンターにおけるPETの利用状況	3
4 敬老パスICカード化にかかる区役所・支所の期限更新機器の費用比較	4
5 生活援助軽サービス事業の概要	5
6 がん検診無料クーポン券の利用実績	6

1 総合リハビリテーションセンター附属病院の1日当たりの患者数

(平成25年度)

区 分	外 来	入 院
	人	人
リハビリテーション科	24.2	6.6
整 形 外 科	35.9	15.6
神 経 内 科	73.8	47.3
脳 神 経 外 科	2.9	—
放 射 線 科	2.3	—
内 科	18.9	0.4
耳 鼻 い ん こ う 科	4.9	—
眼 科	3.1	—
歯 科	16.6	—
計	164.2	69.9

注：外来患者数の計は、延外来患者数を年間診療日数で除した値

2 総合リハビリテーションセンターにおけるPET運営経費の推移

(単位：千円)

区 分	2 6 年 度	2 7 年 度
人 件 費	2 4, 8 0 1	2 5, 2 8 4
物 件 費	9 8, 4 1 0	9 7, 9 8 0
計	1 2 3, 2 1 1	1 2 3, 2 6 4

3 総合リハビリテーションセンターにおけるPETの利用状況

(1) PETの利用件数

(平成25年度)

区 分	件 数
総合リハビリテーションセンター	83
名古屋市立大学病院	20
そ の 他	2
計	105

(2) PET利用に関する収入

(平成25年度)

区 分	件 数	金 額
診療収入	4	300,000
研究委託費	19	1,570,000
計	23	1,870,000

4 敬老パス I Cカード化にかかる区役所・支所の期限更新機器の費用比較

(単位：百万円)

区 分	金 額
買 取 り	1 2 6
リ ー ス	2 1 (1 4 7)

注1：16区役所・6支所に設置する22台分の経費

注2：リース期間7年

注3：()内はリース総額

5 生活援助軽サービス事業の概要

区 分	概 要
趣 旨	ひとり暮らし高齢者等へ日常生活上の軽易な援助を行うことにより、自立した生活を送ることができるよう支援するもの
予 算 額	15,529千円
委 託 先	公益社団法人 名古屋市シルバー人材センター
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上のひとり暮らし世帯 ・ 65歳以上の方のみの世帯 ・ 65歳以上の方と障害者のみの世帯 ・ 65歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
利 用 料 金	1回 170円 (1回につき1,580円を本市が負担)
利 用 回 数	1世帯 年度内4回まで
サービスの 内 容	<p>1回当たり1人での作業が2時間以内に行える 臨時的で軽易な作業</p> <p><サービス例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 除草 ・ 窓ガラス拭き ・ 屋内外の清掃、整理 ・ 耐震留め具、住宅用火災警報器の取付け ・ 買い物、手続き代行 等

6 がん検診無料クーポン券の利用実績

(1) 子宮頸がん検診

(平成25年度)

区分	対象者数	利用者数	利用率
	人	人	%
20歳	10,736	1,564	14.6
25歳	13,105	3,638	27.8
30歳	14,071	4,816	34.2
35歳	15,477	4,815	31.1
40歳	18,785	5,986	31.9
計	72,174	20,819	28.8

注：対象者数は、平成25年4月1日現在の推計人口

(2) 乳がん検診

(平成25年度)

区分	対象者数	利用者数	利用率
	人	人	%
40歳	18,785	4,996	26.6
45歳	16,605	3,081	18.6
50歳	14,143	3,200	22.6
55歳	12,093	2,165	17.9
60歳	13,173	2,563	19.5
計	74,799	16,005	21.4

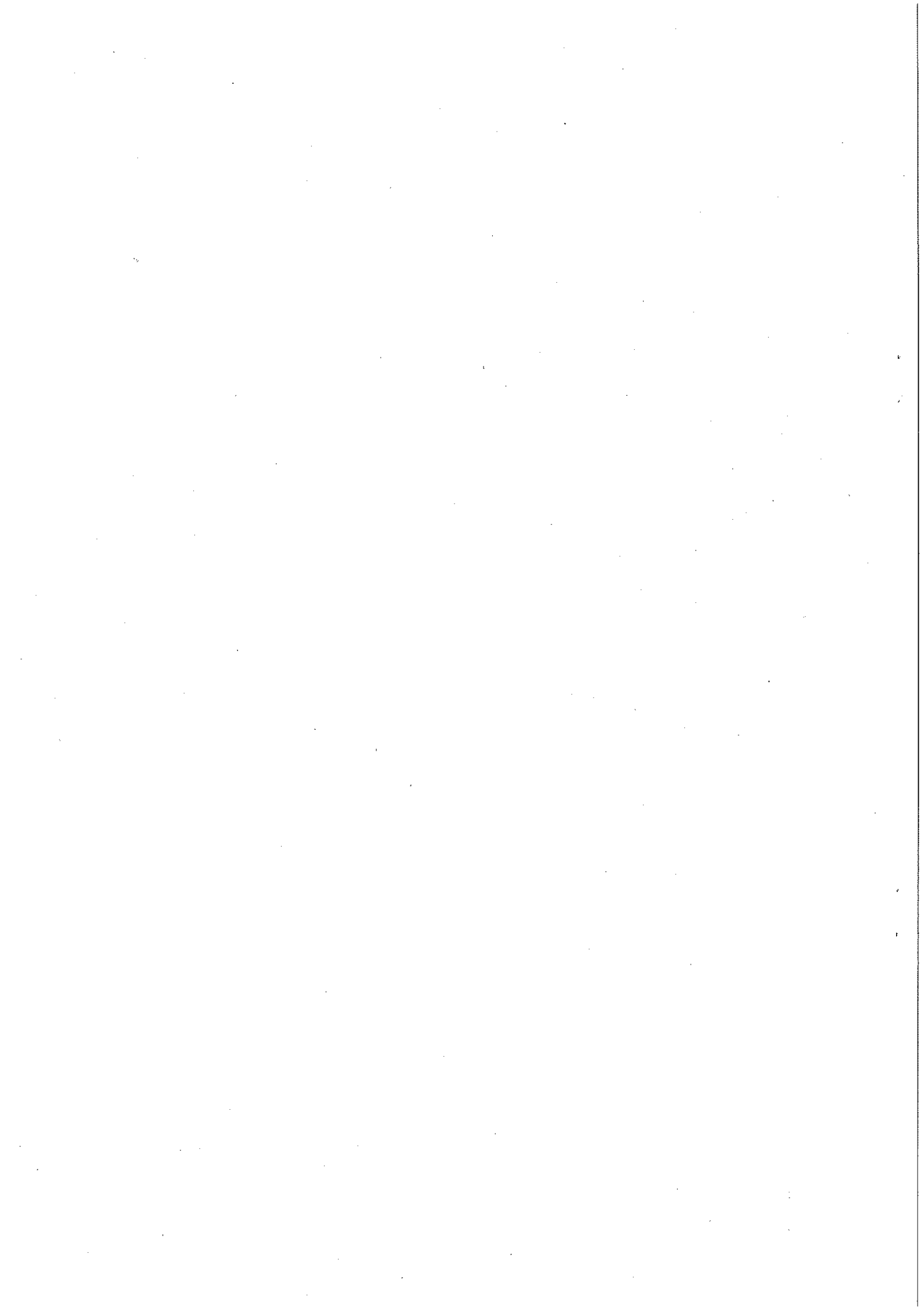
注：対象者数は、平成25年4月1日現在の推計人口

(3) 大腸がん検診

(平成25年度)

区 分		対 象 者 数	利 用 者 数	利 用 率
		人	人	%
40歳	男性	19,024	1,292	6.8
	女性	18,785	3,800	20.2
	小計	37,809	5,092	13.5
45歳	男性	17,665	961	5.4
	女性	16,605	2,151	13.0
	小計	34,270	3,112	9.1
50歳	男性	14,801	942	6.4
	女性	14,143	2,616	18.5
	小計	28,944	3,558	12.3
55歳	男性	12,519	876	7.0
	女性	12,093	1,980	16.4
	小計	24,612	2,856	11.6
60歳	男性	13,504	1,296	9.6
	女性	13,173	2,928	22.2
	小計	26,677	4,224	15.8
計	男性	77,513	5,367	6.9
	女性	74,799	13,475	18.0
	計	152,312	18,842	12.4

注：対象者数は、平成25年4月1日現在の推計人口



財政福祉委員会 説明資料 (追加分)

目次

	頁
1 東部医療センターにおける代表的な手術の診療材料	1
2 強度変調陽子線治療に関する研究事例	2
3 陽子線治療センターにおける陽子線治療の照射方法等	3

平成27年3月6日
病 院 局

1 東部医療センターにおける代表的な手術の診療材料

(1) ペースメーカー移植術

(単位：円)

区 分	材料価格	購入金額	差 引
特定保険医療材料	1,337,420	1,269,083	68,337
特定保険医療材料以外	—	2,147	△ 2,147
計	1,337,420	1,271,230	66,190

注1：材料価格は、厚生労働省告示による

注2：購入金額は消費税及び地方消費税を含む

(2) 脳血管内手術

(単位：円)

区 分	材料価格	購入金額	差 引
特定保険医療材料	1,396,170	1,307,335	88,835
特定保険医療材料以外	—	15,734	△ 15,734
計	1,396,170	1,323,069	73,101

注1：材料価格は、厚生労働省告示による

注2：購入金額は消費税及び地方消費税を含む

2 強度変調陽子線治療に関する研究事例

区 分	内 容
北 海 道 大 学	<p>平成26年度から、スポットスキヤニング照射の発展形である強度変調陽子線治療のための最適な治療計画策定に関するソフトウェア開発の研究を日立製作所と共同して進めている。</p> <p>平成27年度から、実際に陽子線を照射し、物理的な線量測定を行う予定。</p>

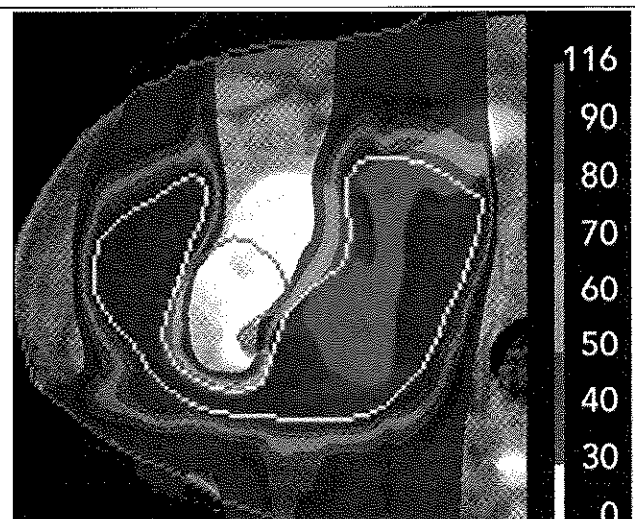
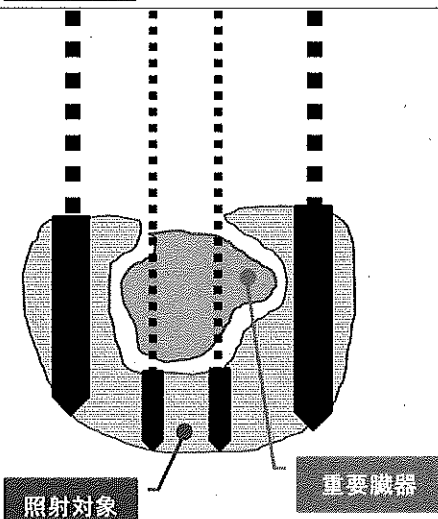
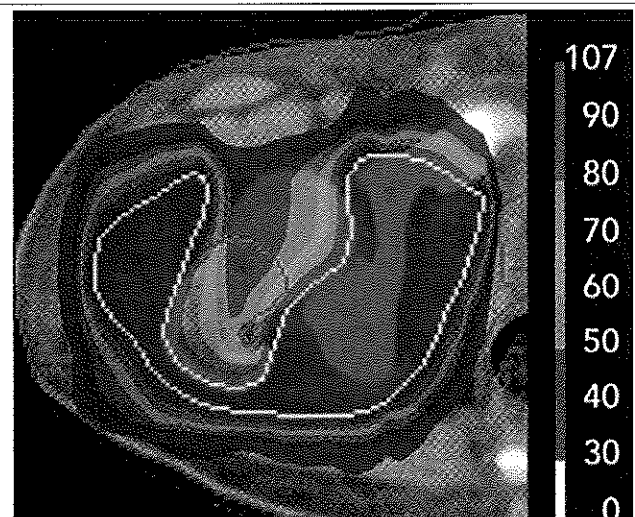
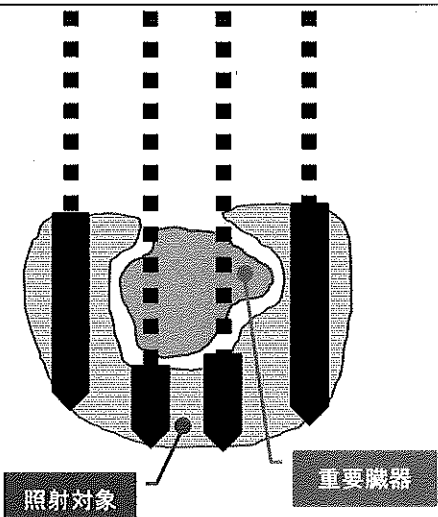
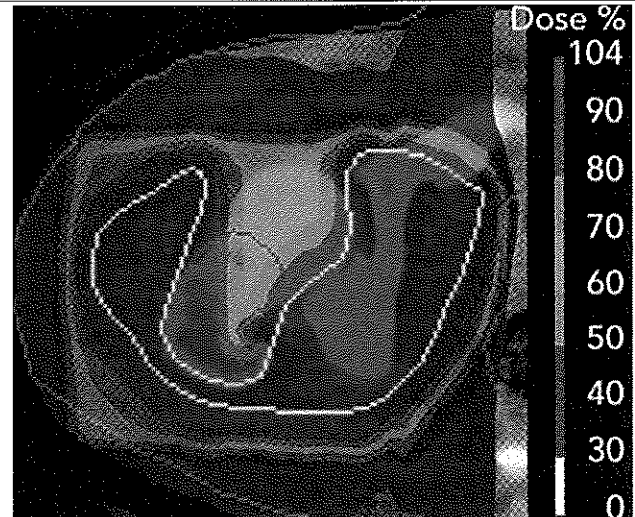
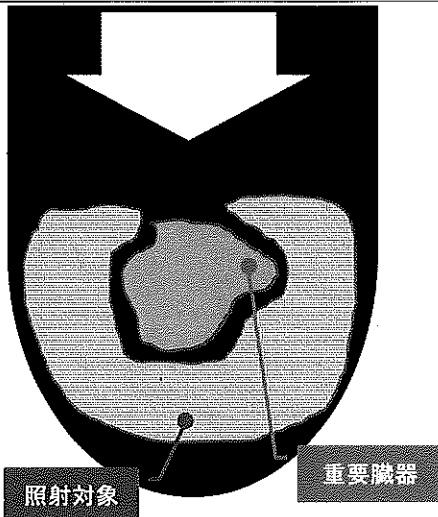
3 陽子線治療センターにおける陽子線治療の照射方法等

区 分	照 射 方 法	特徴・対象疾患
二重散乱体照射 (ブロードビーム)	陽子線を直径14~25センチメートルの幅に広げ、ボラス・コリメータ(陽子線のがんの形状に整える型枠)を使用して照射	<p>(特徴) 呼吸によって動く臓器の症例に対応</p> <p>(対象疾患) ・前立腺がん ・肝臓がん ・肺がん ・すい臓がん</p>
ス ポ ッ ト スキャニング照射	がんの形に合わせて、陽子線のがんの病巣を塗りつぶすように照射	<p>(特徴) 動きがなく腫瘍の周囲に神経や消化管などの重要臓器がある症例に対応</p> <p>(対象疾患) ・リンパ節転移を伴う前立腺がん ・視神経に近接する頭頸部腫瘍 ・脊髄などに近接する骨軟部腫瘍</p>
強度変調陽子線治療 (I M P T)	スポットスキャニング照射の発展形であり、腫瘍内部の場所により線量強度を変えて照射	<p>(特徴) スポットスキャニング照射よりもさらに腫瘍周囲の線量を下げる必要がある重要臓器がある症例に対応</p> <p>(対象疾患) ・リンパ節転移を伴う前立腺がん ・視神経に密接する頭頸部腫瘍 ・脊髄などに密接する骨軟部腫瘍</p>

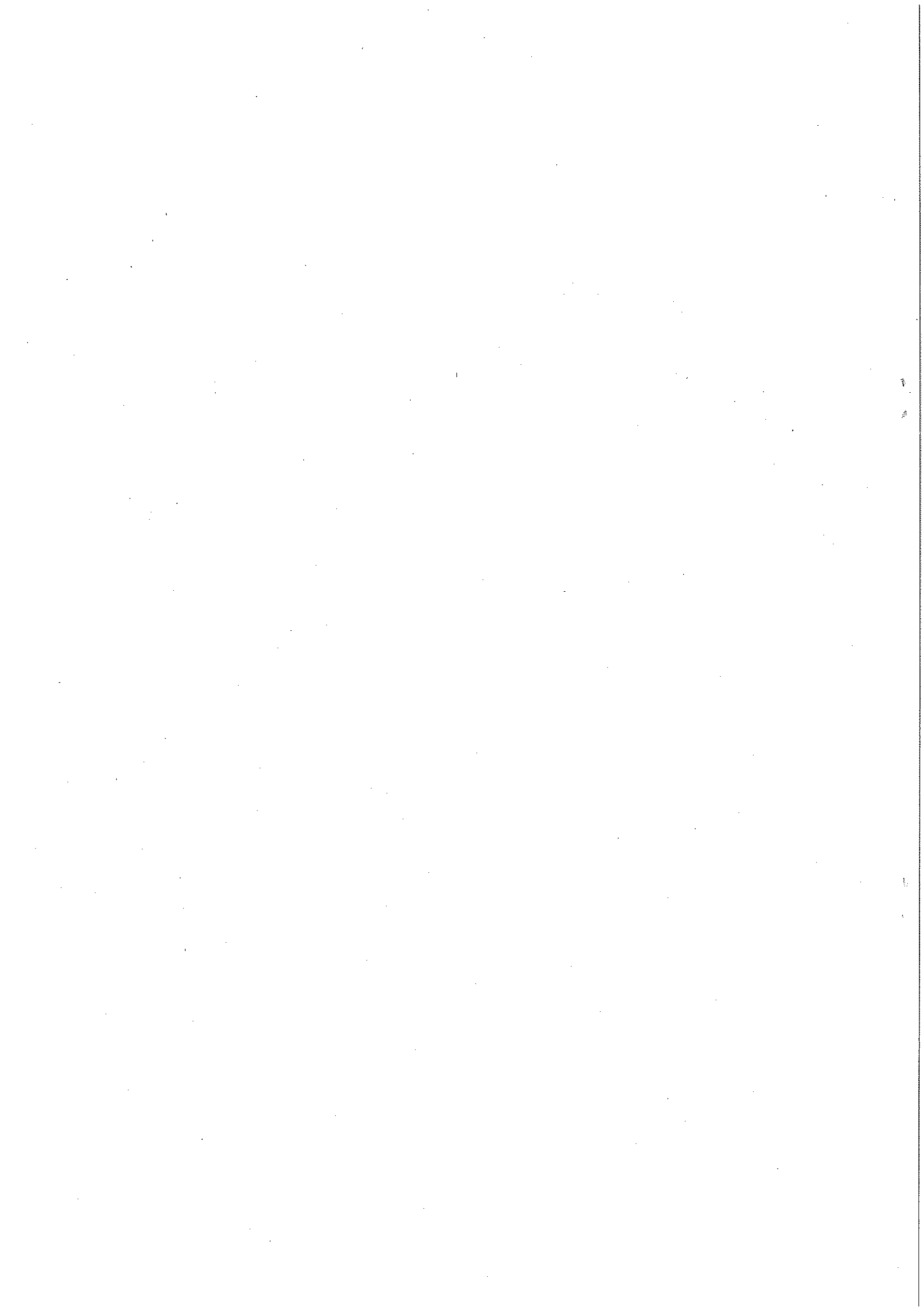
注：照射結果イメージ(3方向照射)は、「2012年高エネルギー加速器研究機構セミナー資料」

照射イメージ

照射結果イメージ (3方向照射)



料」より引用



經濟水道委員會

說明資料

(逕如方)

平成 27 年 3 月 6 日
市民經濟局

目 次

	頁
1 青色回転灯車の運用状況	1
2 制度融資の申込みに対して減額された割合の推移と主な理由	1
3 名古屋市国際展示場	2
4 10万㎡規模の展示会の想定例	2
5 主な政令指定都市における観光を所管する組織	3

1 青色回転灯車の運用状況

区 分	団体数	車両台数	パトロール実施者
市 役 所	1	1	地域安全指導員（愛知県警察OB） 市民経済局職員
区 役 所	16	41	区役所職員
地域団体等	105	248	学区連絡協議会の防犯担当者 自主防犯パトロール団体の構成員 等

注 平成26年12月末現在

2 制度融資の申込みに対して減額された割合の推移と主な理由

(1) 割合の推移

(単位：%)

区 分	平成24年度	平成25年度
信用保証協会	3.7	2.8
小規模事業金融公社	33.6	26.5

(2) 主な理由

- ・申込み後に事業計画の見直しがあった
- ・既にある借入金の返済状況を勘案した
- ・事業規模から総合的に判断した

3 名古屋市国際展示場

(1) 利用率の比較

区 分	面 積	利用率
東京国際展示場 (東京ビッグサイト)	m ² 80,660	% 70.8
千葉県日本コンベンション センター国際展示場 (幕張メッセ)	72,000	40.6
大阪国際見本市会場 (インテックス大阪)	70,078	80.4
名古屋市国際展示場 (ポートメッセなごや)	33,946	43.8

注1 平成25年度各施設調べ

2 東京国際展示場は利用延面積を利用可能延面積（面積×利用可能日数）で除して算出

3 その他の施設は利用日数を利用可能日数で除して算出

(2) 全館を使用する展示会の件数と主な意見

件数	主 な 意 見
6件	<ul style="list-style-type: none"> ・年々出展者が増加しており、出展者が希望する小間・スペースを割り当てることができない ・展示場の面積がもっと広ければ、より良い企画ができる ・重量のある大型の展示品が多いので、平屋でもっと大きな面積が必要

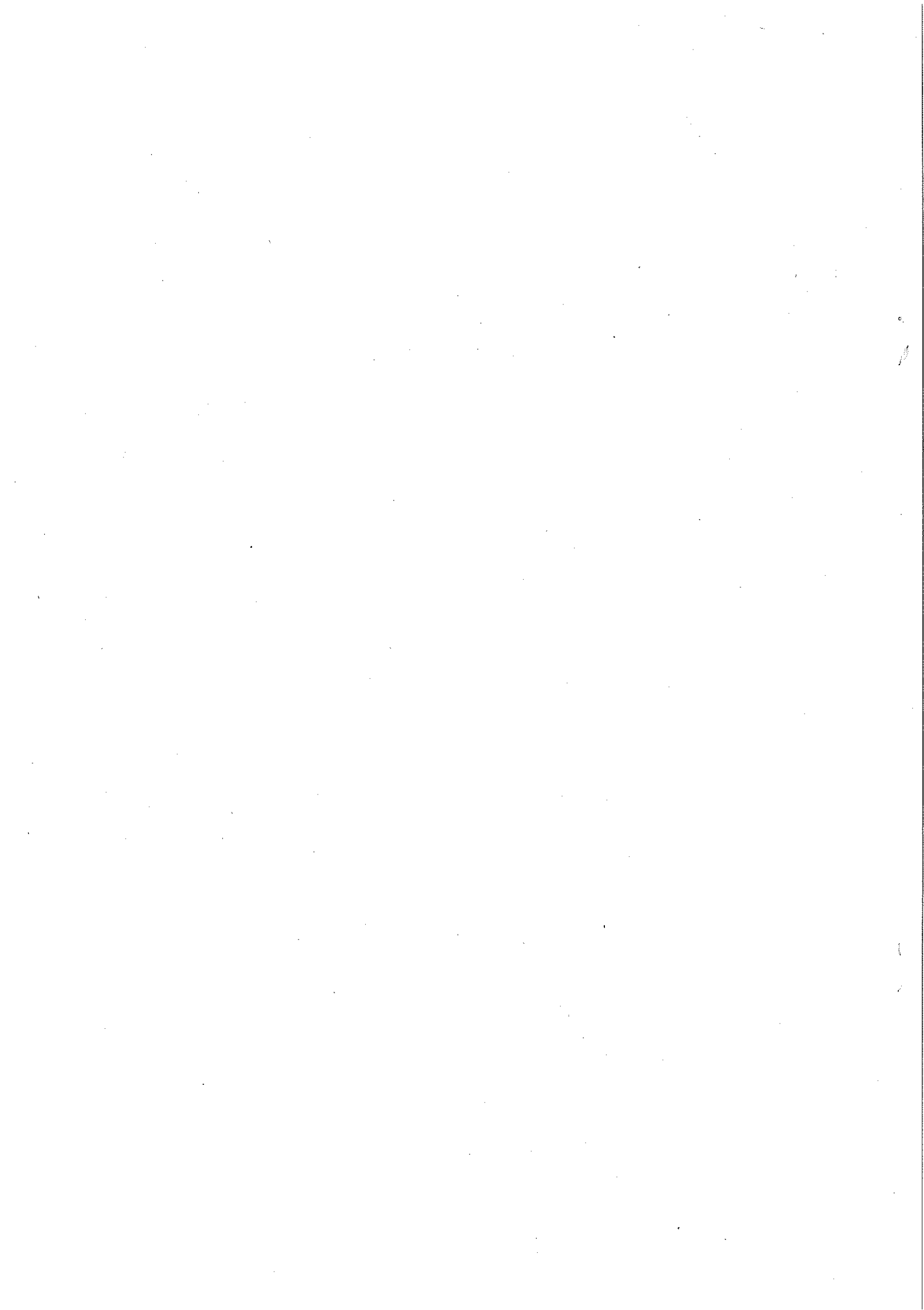
4 10万m²規模の展示会の想定例

- ・国際航空宇宙展などの次世代産業見本市
- ・東京モーターショーに匹敵するような国際的な自動車の展示会

5 主な政令指定都市における観光を所管する組織

区分	所管局	所管部等	所管課等
名古屋市	市民経済局	文化観光部 地域振興部 人権施策推進室 産業部 市民生活部 名古屋城総合事務所 工業研究所	観光推進室
横浜市	文化観光局	観光コンベンション振興部 横浜魅力づくり室 総務部 創造都市推進部 文化振興部	観光振興課 コンベンション振興課
京都市	産業観光局	観光MICE推進室 産業戦略部 商工部 新産業振興室 農林振興室	
大阪市	経済戦略局	観光部 総務部 企画部 文化部 スポーツ部 立地推進部 産業振興部 中央卸売市場	観光課
神戸市	産業振興局	観光コンベンション部 経済部 農政部 中央卸売市場運営本部	観光コンベンション課

注 平成26年4月1日現在



都市消防委員会 説明資料 (追加分)

平成27年3月6日
住宅都市局

目次

	頁
1 鉄道を活用した都市魅力向上策の推進について	1
(1) 市長への説明	1
ア 資料	1
イ 内容	1
(2) 平成24年度～平成27年度の主な実施内容	2
(3) 名古屋市と大井川鐵道の現状認識	3
(4) 蒸気機関車の復元・走行に関する検討結果	3
(5) 大井川鐵道株式会社のC12の復元に関する住宅都市局長答弁の概要	4
2 地下街基本方針等の比較について	5

1 鉄道を活用した都市魅力向上策の推進について

(1) 市長への説明

ア 資料

項目	予算額	内容
	千円	
A T S の設置に係る検討及び設計	3, 0 0 0	走行させる予定の蒸気機関車へA T Sを設置するための仕様の検討
軌道改修に係る検討及び設計	2, 0 0 0	あおなみ線の急曲線部におけるレール間隔の拡幅に係る検討及び設計
沿線環境への影響調査及び対応	1 3, 0 0 0	あおなみ線沿線におけるばい煙などによる影響の調査及び軽減策の検討
事業実施のための仕組みづくり	2, 0 0 0	民間企業の参画を含めた事業実施のための仕組みづくり

イ 内容

- ・「A T S の設置に係る検討及び設計」とは、C 5 6 に搭載する車載器のアンテナや配線が、車両の構造を確認しながら実態に合うよう検討し、図面を作成するものである。
- ・「軌道改修に係る検討及び設計」とは、専門家の意見による技術検証を基に、改修の範囲や軌道構造を検討し、図面を作成するものである。
- ・これらの業務は、平成 2 8 年度における走行のため、平成 2 7 年度中に大井川鐵道株式会社との協議を進めながら、並行して具体的内容の検討をする必要がある。
- ・また、平成 2 8 年度の走行に係る費用を見極めるためにも不可欠なものである。

(2) 平成24年度～平成27年度の主な実施内容

年 度	主 な 実 施 内 容
平成24年度	<ul style="list-style-type: none">・あおなみ線における蒸気機関車の実験走行・実験走行時における沿線環境への影響調査の実施
平成25年度	<ul style="list-style-type: none">・平成24年度の実験走行に係る沿線住民アンケート調査・話題性のある車両（先行事例）の研究・蒸気機関車の走行に伴う初期投資（ATS設置及び軌道改修を含む）と運行経費の概算費用を算出し、モデルケースを比較・蒸気機関車の走行に伴う経済波及効果の試算・市民意向の把握
平成26年度	<ul style="list-style-type: none">・蒸気機関車の走行に伴う軌道改修及びATS（地上子）に係る基礎調査・蒸気機関車以外の話題性のある車両の基本コンセプトなどの検討
平成27年度	<ul style="list-style-type: none">・走行させる予定の蒸気機関車へATSを設置するための仕様の検討・あおなみ線の急曲線部におけるレール間隔の拡幅に係る検討及び設計・あおなみ線沿線におけるばい煙などによる影響の調査及び軽減策の検討・民間企業の参画を含めた事業実施のための仕組みづくり

(注) 「地上子」とは、列車の運行を制御するため、軌道上に設置された装置をいう。

(3) 名古屋市と大井川鐵道の現状認識

- ・名古屋市及び大井川鐵道はC56の貸出しの実現化について、その具体的な交渉を今後も継続する。
- ・貸出しの目的は、平成28年度のあおなみ線における2日間の走行のためのものであり、定期走行化を前提とはしていない。
- ・名古屋市での2日間のイベント走行の検討にあたっては、大井川鐵道の需要喚起につながるような方策についても併せて検討する。

備考 平成27年3月5日大井川鐵道株式会社に確認

(4) 蒸気機關車の復元・走行に関する検討結果

事項	ケース1	ケース2	ケース3
運行車両	C12 (車両修繕費を負担したうえで共同使用)	C56 (他事業者の運行車両を借上げ)	D51 (車両を購入し、復元したうえで使用)
運行区間	あおなみ線 (名古屋駅～金城ふ頭駅 15.2km)	あおなみ線 (名古屋駅～金城ふ頭駅 15.2km)	JR中央本線及び 名古屋港線 (名古屋駅～名古屋港付 近 8.7km)
運行期間	年2回、8日程度/回	年1回、2日程度/回	100日程度/年又は 365日程度/年
費用	運行 約8,000万円/年 (車両整備費、機関士・整備士人件費、客車借上げ費等)	運行 約4,000万円/年 (車両整備費、機関士・整備士人件費、SL・客車借上げ費等)	約1.3～1.6億円/年 (車両整備費、機関士・整備士雇用人件費等)
	初期投資 約6.3億円 (車両修繕、検修設備、軌道改修、車両運搬に係る設備等)	約3億円 (軌道改修等)	約9.3億円 (車両復元、検修設備、軌道改修、旅客施設等)

(注) ケース3の初期投資については、客車、ディーゼル機關車の取得費が別途必要

(5) 大井川鐵道株式会社のC12の復元に関する住宅都市局長答弁の概要

- ・大井川鐵道株式会社が、本市に対し、C12の復元に係る費用負担を希望しているという話は承知している。
- ・その場合、復元費用が平成27年度予算の前提となる費用を超える可能性が高いことから、費用対効果の点で、選択しにくい事業スキームである。
- ・現在の予算案は、あくまでも復元費用が入らない、C56のレンタルを想定した事業スキームを前提としている。
- ・大井川鐵道株式会社との協議も、その前提で交渉していきたいと考えており、大井川鐵道株式会社にも既にその旨を伝えている。

備考 平成27年3月4日都市消防委員会

2 地下街基本方針等の比較について

名称	地下街に関する基本方針	名古屋市地下街基本方針	札幌市地下街基本方針	川崎市地下街に関する指導要綱	福岡市地下街基本方針	
制定年月	昭和49年6月 (平成13年6月廃止)	平成16年 3月	平成16年 12月	平成13年 8月	平成19年 1月	
主な事項	地下歩道等	幅員は将来の歩行者数を考慮して算定	○	○	○	○
		最低幅員は6m	○	○	○	最低幅員は5m
		端部及び歩行距離50m以内に地下広場設置	○	○	○	○
		地下広場に排煙・採光等のための吹抜け等の設置	地下広場に排煙設備を設置	○	○	地下広場に排煙・採光等の処置
		地下広場に2以上の地上直通階段の設置	○	○	○	○
	店舗等	耐火構造の壁により区画	○	×	○	×
		床面積200㎡以内で区画	×	×	○	×
		火気使用店舗の集中配置	集中配置は既設地下街のみ対象	○	○	○
	設備等	空調設備は通路部と店舗部を別系統	○	○	○	○
		地上と無線交信できる設備の設置	×	○	×	○
		ガス管識別措置の実施	○	○	×	○
		防災センターに緊急ガス遮断装置の設置	×	×	○	○

名称		地下街に関する基本方針	名古屋市地下街基本方針	札幌市地下街基本方針	川崎市地下街に関する指導要綱	福岡市地下街基本方針
主な事項	地下駅との接続	地下駅と防火区画により緊急時に完全遮断できる構造	○	○	○	○
		地下駅から2以上の地上直通階段の設置	○	○	○	○
		防災センター相互の同時通話設備の設置	○	○	○	○
	建築物との接続	(地下街側) 吹抜け又は排煙設備を有する地上直通階段を設置	×	×	×	シャッター又は階段等の避難上の安全措置を実施
		(建築物側) 地上直通階段及び排煙設備を有する附室を設置	200㎡以上の地下広場(1/2以上を吹き抜け)及び地上直通階段を設置	○	吹抜けを有する10m以上の緩衝帯及び地上直通階段を設置	○
		(建築物の地下階) 床面積200㎡以内ごとに耐火構造の壁で区画	×	建築基準法施行令の地下街の基準で区画	○	建築基準法施行令の地下街の基準で区画

備考 表中の「○」は「地下街に関する基本方針」と同様の規定があるもの、「×」は同様の規定がないものを示す。

(注) 「地下街に関する基本方針」は、地下街中央連絡協議会が制定したもの

